

答申（個）第24号
令和3年（2021年）9月14日

札幌市教育委員会
教育長 檜 田 英 樹 様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嶋 拓 哉

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年2月18日付け札幌教児第837号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

教育委員会教育長が行った個人情報一部開示決定処分（令和2年8月12日付け札幌教児第342号及び同月17日付け札幌教児第351号）に対する審査請求

答 申

第1 審査会の結論

札幌市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った次の処分のうち、審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象部分を非開示とした処分は、妥当である。

- 1 「審査請求人の子へのいじめに係る職員会議や札幌市立〇〇小学校校内いじめ対策委員会の議事録の全て等」の個人情報開示請求（以下「本件請求1」という。）に係る一部開示決定処分
- 2 「審査請求人の子へのいじめに関する全ての書類やメモ等の記録」の個人情報開示請求（以下「本件請求2」という。）に係る一部開示決定処分

第2 審査請求に至る経緯

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第2項に規定する未成年者の法定代理人として、条例第15条第1項の規定に基づき、実施機関である札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和2年6月29日付けで本件請求1を、同年8月3日付けで本件請求2をそれぞれ行った。

2 一部開示決定

処分庁は、次の公文書に記録されている個人情報を対象として特定し、本件請求1に対しては条例第16条第3号並びに第7号ウ及びオに該当することを理由として令和2年8月12日付け札幌教児第342号により一部開示決定（以下「本件処分1」という。）を、本件請求2に対しては条例第16条第3号及び第7号ウに該当することを理由として同月17日付け札幌教児第351号により一部開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に対して同月18日に通知した。

(1) 本件請求1に係る個人情報の内容

- ア 第1回から第7回までの札幌市立〇〇小学校いじめ対策委員会（以下「本件対策委員会」という。）の会議録
- イ 災害報告書及び災害継続報告書

(2) 本件請求2に係る個人情報の内容

- ア 4年生時及び5年生時の悩みやいじめに関するアンケート
- イ 平成29年度「悩みやいじめに関するアンケート」聞き取り要旨
- ウ 6歳から10歳までの個別の指導計画

3 本件審査請求

審査請求人は、処分庁が行った本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、諮問庁に対して令和2年11月17日付けの審査請求書を提出し、同月18日、諮問庁に到達した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分1及び本件処分2を取り消し、条例第16条第7号オにより非開示とした部分を開示するとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件処分1の「第4回いじめ対策委員会会議録」25ページ目及び26ページ目の「いじめの調査報告書の作成事務における関係者の意見に係る情報」に係る非開示部分について、開示により率直な意見が言いにくくなるなど、いじめの調査報告書（以下「報告書」という。）の作成事務への協力が得られにくくなり、報告書の記載が形骸化することを理由に、条例第16条第7号オに該当するとしている。
- (2) しかし、既に報告書が提出されている以上、上記のおそれは一切なく、当該事務の適正な遂行に何ら支障がないため、当該非開示部分については条例第16条第7号オに該当しない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求の対象となる個人情報について

本件処分1において、条例第16条第7号オにより非開示とした「第4回いじめ

対策委員会会議録」25ページ目及び26ページ目の「いじめの調査報告書の作成事務における関係者の意見に係る情報」（以下「本件非開示情報」という。）

2 条例第16条第7号オの該当性について

- (1) 本件対策委員会は、審査請求人の子について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項第2号に掲げるいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときに該当するとして、いじめによる不登校重大事態への対処として、報告書の作成事務の遂行のために設置された組織であり、小学校の校長、教頭、教務主任、教諭、養護教諭、特別支援教育巡回相談員、札幌市スクールソーシャルワーカー及び外部有識者（以下「関係者等」という。）により構成されている。
- (2) 「第4回いじめ対策委員会会議録」の別紙資料2は、関係者等が審査請求人及び審査請求人の子（以下「審査請求人等」という。）に対して面談を行った際の記録であり、本件非開示情報には関係者等が審査請求人等との面談後に述べた個人的な見解や率直な意見等が記載されている。
- (3) 本件非開示情報を開示することで、関係者等が忌憚^{きたん}のない意見交換を行うことに不安を覚え、率直な意見が言いにくくなるなど、報告書の作成事務のために必要な関係者等による協力が得られにくくなる。その結果、いじめの調査が不十分なものとなり報告書の記載が形骸化してしまい、今後の本市での報告書の作成事務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。
- (4) 審査請求人は「既に報告書が提出されている以上、上記のおそれは一切なく、当該事務の適正な遂行に何ら支障がない」旨を主張している。

しかし、いじめの重大事態に係る調査は、今後も他の児童又は生徒に係るいじめの重大事態が発生した場合に実施されるものであり、当該調査の実施に当たり、関係者等による忌憚^{きたん}のない意見交換等は不可欠である。本件非開示情報を開示することとした場合、今後同様の開示請求があったときにも開示しなければならなくなることから、上記(3)のとおり、今後の本市での報告書の作成事務の遂行に著しい支障を及ぼすことが強く認められる。
- (5) したがって、本件非開示情報は、条例第16条第7号オに該当する。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、札幌市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、条例の目的、各条項の規定内容等を踏まえて、条例の適当な解釈を探究した上で、それに照らして個人情報の開示請求に対する処分庁の決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件処分1及び本件処分2に係る妥当性について検討する。

2 本件対象個人情報について

審査請求人は、本件処分1及び本件処分2において条例第16条第7号オの規定により非開示とした部分が違法又は不当である旨を主張しているが、本件処分2には同号オにより非開示にした情報は存在しない。

したがって、審査の対象となる個人情報は、上記第4の1の情報（本件非開示情報）であると認められる。

3 条例第16条第7号オの該当性について

- (1) 条例第16条第7号オは、札幌市又は国等が行う事務又は事業に関する情報のうち、同号アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。
- (2) 本件非開示情報は、本件対策委員会の会議録中、外部有識者である弁護士（以下「本件弁護士」という。）の発言を記載したものである。

加えて、当審査会で本件非開示情報を見分し、諮問庁から事情を聴取したところ、本件非開示情報は、審査請求人等に対して行った聞き取りを終えた本件弁護士が述べた率直な意見や感想を記録したものであることが認められる。

(3) 本件非開示情報が開示されることになれば、関係者等が今後の対策委員会による調査や会議において、自身の発言が全て開示されることを意識したり、発言内容により誤解を招くことを恐れたりすることで、自由かつ率直な意見や感想を述べることができなくなると考えられる。

また、このことにより、活発な議論が阻害され、特に外部有識者による専門的な知見に基づく踏み込んだ分析や有効な解決策の提案などがなされにくくなると考えられる。

その結果、報告書がいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめの重大事態への対処と同種の事態の発生の防止という目的を十分に果たすことができなくなり、報告書の作成事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

(4) したがって、本件非開示情報は条例第16条第7号オに該当し、非開示とするのが妥当である。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 2月18日	諮問書、個人情報一部開示決定理由説明書等を受理
令和3年 2月26日	審査請求人に諮問庁の個人情報一部開示決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
令和3年 7月15日 (第187回審査会)	審議（事案の経過・概要等） 諮問庁からの事情聴取
書面会議 (第188回審査会)	答申素案の審議
令和3年 9月14日	答申